

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があつた。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

登録検査機関の名称	登録検査機関の登録事項の変更のあつた事項
有限会社あすなろ	登録事項の変更のあつた事項
代表者の氏名 森下 公造	変更前
本田 正治	変更後
日 一〇月一八 令和七年	年月日更